

公立大学法人大阪教職員宿舎規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 54
最近改正 令和 3. 5. 31 規程 118

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における教職員の宿舎の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第2条第1項に定める教職員、教職員就業規則第3条第3項第7号に定める職務限定職員、大阪府立大学非常勤教職員等就業規則の適用を受ける非常勤教職員等、大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける無期雇用教職員等、(旧)大阪市立大学特定職員就業規則第2条第1項に定める(旧)特定職員、大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項に定める特定有期雇用教職員及び大阪市立大学短時間勤務教職員就業規則第2条第1項に定める短時間勤務教職員をいう。

(宿舎の名称及び費用負担)

第3条 宿舎の名称及び賃貸料は、次のとおりとする。ただし、1月の居住日数が16日未満のときは、当該月分の賃貸料は、半額とする。

名 称	賃 貸 料
大阪市立大学上野芝宿舎	単身用 1月 18,000円
	家族用 1月 36,000円

- 賃借料は毎月月末までにその月分を納付しなければならない。
- 賃借料は1月前に入居者に通告してこれを変更することがある。
- 電気、ガス、水道（下水道を含む。）及び電話の使用料金は入居者負担とし、各々の定める日までに納付しなければならない。この場合において、その使用料金の一部について法人が負担することがある。
- 入居者が、宿舎設備、備付の備品その他の物品を滅失又は破損したときは、法人の定める損害額を賠償しなければならない。

(入居資格)

第4条 上野芝宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 法人の教職員として赴任し、採用後1年以内の者
- 住宅の入手が困難な状況にある者

(入居期間)

第5条 上野芝宿舎の入居期間は、2年以内とする。ただし、法人が特に必要と認めた者については、入居期間を延長することができる。

(入居の申込)

第6条 宿舎への入居を希望する者は、所定の入居申請書を提出しなければならない。

(入居の決定)

第7条 法人は、前条の申込みがあったときは、選考のうえ入居を決定する。

- 2 法人は、入居を決定したときは、申請者に入居承認書を交付する。
- 3 入居を承認された者は、所定の入居届及び誓約書を提出しなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 宿舍はこれを転貸してはならない。

(同居者)

第9条 家族用宿舍の入居を承認された者は、本人の家族のほかは同居させることができない。

ただし、所定の同居承認願を提出してその承認を得たときは、この限りでない。

- 2 同居者に異動を生じたときは、所定の同居者異動届を提出しなければならない。

(退去)

第10条 入居者は、退去を希望するとき、入居資格がなくなったとき、又は入居期間が満了したときは、退去届を提出し、退去しなければならない。

(退去の命令)

第11条 法人は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期日を指定して退去を命ずる。

- (1) 法人の教職員でなくなったとき
- (2) 宿舍の管理上支障があると認められるとき
- (3) その他法人が退去を必要と認めるとき

- 2 入居者が退去を命じられたときは、その指定した日時までに退去しなければならない。

(損害金)

第12条 退去を命じられた者が、定められた期間内に退去しないときは、退去期日の翌日から退去に至る日まで賃貸料相当額の10倍以内の額の損害金を徴収することがある。

(管理人)

第13条 宿舍の維持及び管理を行うため、管理人を置くことがある。

(施行の細目)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和3.5.31 規程118)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。